

入 札 公 告

令和 7 年度非接触大型スキャニング及び複製資料製作業務について、本公告は、地方自治法施行令、和歌山県財務規則、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱及びその他の関係法令規則等に準じ、和歌山移民研究を軸とした国際交流事業実行委員会が次のとおり条件付き一般競争入札を行う。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 6 及び和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 100 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 10 月 2 日

和歌山移民研究を軸とした国際交流事業実行委員会
実行委員長 不動 美里

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 7 年度

(2) 調達業務の名称

非接触大型スキャニング及び複製資料製作業務

(3) 調達業務の内容

非接触大型スキャニング及び複製資料製作業務を実施する。

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『15 美術品・文化財保存』の小分類『01 美術品・文化財保存修理』」であること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和 7 年 4 月 1 日以降実施分)（平成 23 年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、入札説明書のとおり

(3) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和 5 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は、再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県立近代美術館 総務課

和歌山市吹上一丁目 4-14

(2) 期間

令和7年10月2日(木)から令和7年10月15日(水)までの和歌山県立近代美術館管理規則第3条第1号に規定する美術館の休館日(以下「休館日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)のとおり

(2) 期間

3の(2)のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和7年10月2日(木)から令和7年10月7日(火)までの間において、和歌山移民研究を軸とした国際交流事業実行委員会に対して、所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

5 入札参加の申出の方法及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山県立近代美術館 総務課
和歌山市吹上一丁目4-14

イ 期間

令和7年10月2日(木)から令和7年10月10日(金)までの休館日を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)のとおり(仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。)

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県立近代美術館1階 応接室
和歌山市吹上一丁目4-14

イ 日時

令和7年10月16日(木) 午後2時00分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

※本入札は、対面入札。

7 入札の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 郵送による入札は認めないものであること。

(6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山移民研究を軸とした国際交流事業実行委員会から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山移民研究を軸とした国際交流事業実行委員会の職員を立ち会わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山移民研究を軸とした国際交流事業実行委員会の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山移民研究を軸とした国際交流事業実行委員会は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 その他

(1) 契約金額の変更

契約期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更が生じた場合、契約金額を変更する。

(2) 入札及び契約の事務を担当する部局

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山移民研究を軸とした国際交流事業実行委員会（和歌山県立近代美術館総務課内）

イ 担当者

土谷 雅宏

ウ 所在地

和歌山市吹上一丁目４－１４

郵便番号 ６４０－８１３７

エ 電話番号 ０７３－４３６－８６９０

オ ファクシミリ番号 ０７３－４３６－１３３７